

事務事業名	特定疾患者福祉手当支給事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障害者福祉係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-8129		
施策名	6	健康づくりの推進				■ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市特定疾患者福祉手当支給条例					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠							☒ 単年度繰返（開始年度 昭和51 年度～）		
予算科目							☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）		
	1. 一般会計	3. 民生費	1. 社会福祉費	1. 社会福祉総務費					
事業概要	治療方法等が確立していない特定疾患に罹患した者または保護者に月額3,000円を支給し、物心両面の安定と福祉の推進を図る。 事業費は、一般財源である。								

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 28年度実績 利用手続病気の認定（県） 受給者証の確認 手当の認定 支払（年3回） 毎年受給者証の確認 29年度計画 前年度と同様				⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
				名称		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
				ア	福祉手当申請者数	人	383	391	410	458	470
				イ	支給額	千円	12,129	13,950	14,418	15,471	14,976
				ウ							
				エ							
				オ							
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 指定難病に罹患した認定者				⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
				名称		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
				ア	指定難病認定者	人	480	493	512	553	570
				イ							
				ウ							
				エ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 精神的な不安の解消及び経済的負担の軽減を図る。				⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
				名称		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
				ア	福祉手当受給者数	人	383	391	410	458	470
				イ							
				ウ							
				エ							
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 精神的、身体的、経済的に自立してもらう・積極的に社会参加してもらう。				⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
				名称		単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
				ア	福祉手当受給者数 / 指定難病認定者または、その保護者数	%	79.8	79.3	80.0	82.8	82.4
				イ							
				ウ							
				エ							
(2) 総事業費の推移				単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)		
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0		
			県支出金	千円	0	0	0	0	0		
			地方債	千円	0	0	0	0	0		
			その他	千円	0	0	0	0	0		
			一般財源	千円	12,233	13,950	14,527	15,581	15,087		
			事業費計(A)	千円	12,233	13,950	14,527	15,581	15,087		
	人件費		正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1		
			延べ業務時間	時間	195	200	205	210	215		
			人件費計(B)	千円	792	844	859	872	893		
			トータルコスト(A)+(B)	千円	13,025	14,794	15,386	16,453	15,980		
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等											
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？		特定疾患に罹患した患者または保護者に対する支援のため、昭和51年度から開始した。									
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？		平成15年度及び18年度に、難病支援対策の見直しがあり、対象範囲が狭まった。 平成21年12月から、対象特定疾患が11疾患追加された。 平成25年4月から、手当月額を2,000円から3,000円に増額した。 法改正により、指定難病については、対象疾病が拡大しており、平成26年12月〔56疾病〕 平成27年1月〔110疾病〕 平成27年7月〔306疾病〕 平成29年4月〔330疾病〕となっている。 小児慢性については、平成27年1月〔704疾病〕（以前は514疾病）に拡大された。									
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？											

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 特定疾患者または保護者の経済的負担の軽減と保護者への慰労は、健康づくりと適切な医療に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 特定疾患者等への経済的支援は、健康づくりと適切な医療に結びつくので妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 特定疾患者と保護者に限定しているので適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 申請者は全員該当になっているので、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 保護者への慰労と経済的負担の軽減が図れなくなるので影響がある。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の経費で実施しているので、削減余地はない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人件費で事務処理しているので、削減は難しい。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 該当者全員を対象としているので、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																								
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							
(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							